



# 家族で春のむつごろうランドを楽しもう

4月17日(日) 柳川産あまおうを堪能できるイベントを開催



柳川むつごろう会は、6回目となるにぎわいイベントを開催します。今回は、柳川産のあまおうを使ったイベントが盛りだくさん。感染対策を徹底して開催します。内容によっては事前予約が必要です。詳しくは同会の公式サイトで確認してください。多くのご来場をお待ちしています。

- 日時 4月17日(日)、午前10時～午後3時
  - 会場 柳川むつごろうランド一帯
  - 内容 いちご大福づくり体験、ピザ作り体験、あまおう販売、カヌー体験、ドローン体験、キャンピングカー展示、グランピング見学、軽トラ市など
- ※天候や新型コロナウイルスの感染状況によって、内容が中止や変更になることがあります。

【問】同会事務局(午前9時～午後5時、月曜定休、☎72・0819)



いちご大福づくりや軽トラ市など盛りだくさん

## くもで網体験とムツゴロウ釣り体験を4月15日から開始

柳川むつごろう会は、1年を通してさまざまな体験を実施しています。4月15日からは、くもで網体験とムツゴロウ釣り体験を開始。家族やグループで気軽に



くもで網

有明海を楽しむことができます。申込方法など、詳しくは同会の公式サイトで確認してください。

- くもで網体験 ▷対象=小学生以上(18歳未満の場合は、18歳以上の人の同伴が必要)▷料金=1時間3000円(インストラクター代含む)
- ムツゴロウ釣り体験 ▷対象=小学4年生以上(18歳未満の場合は、18歳以上の人の同伴が必要)▷料金=1時間あたり1人800円、インストラクター代1時間あたり1500円

- 意見を提出できる人 ▷市内に住んでいるか、市内に通勤・通学している人▷市内に事務所や事業所がある個人や法人、団体など
  - 提出方法 閲覧場所に備え付けの意見等申出書に必要事項を記入し、市企画課企画係(〒832-8601、本町87番地1、FAX74・5520、電子メール kikaku@city.yanagawa.lg.jp)へ直接か郵送、ファックス、メールのいずれかで提出
  - 意見の取り扱い 提出された意見は、市の考え方とともに市公式サイトで公表
- ※同計画に関する賛否の結論だけを示したものや、関係のない意見には市の考えを示さない場合があります。※意見を公表するときは意見を提出した人の個人情報掲載しない他、目的以外に使用しません。
- 【問】同係(☎77・8423)



意見募集

# 市過疎地域持続的発展計画(案)に対する意見を募集中

募集期間は4月20日まで

令和2年に実施した国勢調査の結果で、旧大和町に加えて旧柳川市が過疎地域として追加指定されました。そのため市は、「柳川市過疎地域持続的発展計画(案)」を策定。この計画は、過疎地域の抱える課題を解決するための方針や事業を示すものです。この計画に沿って、今後、国や県の財政支援を受けて、持続的な発展を目指していきます。広く市民の皆さんの意見や提言などを反映させるため、計画案に対する意見を募集します。

- 募集期間 4月20日(水)まで
  - 閲覧場所 市役所柳川庁舎3階企画課、大和・三橋庁舎市民サービス課、各コミュニティセンター、あめんぼセンター、総合保健福祉センターなど(それぞれ閉庁、閉館日は閲覧不可)。
- ※市公式サイトでも閲覧できます。

# 住宅用太陽光発電システム設置費を補助

最大8万円を補助 申請は必ず工事着工前に



太陽光発電

市は、国が目指す脱炭素社会実現に向けて、住宅に太陽光発電システムを設置する個人を対象に補助を実施します。

- 補助金額 太陽光発電システムの最大出力値1kw当たり2万円、上限8万円
- 対象者 市内で自分が住むための住宅(店舗、事務所などの併用可)に10kw未満の同システムを設置する人や、自分が住むために未使用の同システムが設置された住宅を購入する人で、次の全ての要件を満たす人▷同システムの設置工事後に電力会社と電力受給を始め、1カ月以内か来年3月25日のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる人▷市に住民登録をしている人または住民登録する予定の人▷市税(国民健康保険税を含む)の滞納がない人
- 注意点 すでにこの制度で補助を受けた人は対象外。また、市からの交付決定前に工事を着工したり、設置



済みの建売住宅を引き渡されたりした場合も対象外

- 申請方法 4月1日(金)から、柳川庁舎2階生活環境課へ書類一式を直接提出(郵送不可)。書類は同課や市公式サイトから入手できます

【問】同課環境係(☎77・8485)

# 合併処理浄化槽の設置に補助金を交付

工事着工前に申請し、年度内に設置が完了する人が対象

市は、掘割や河川の水質環境を守るため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。住居に合併処理浄化槽を設置する人に予算の範囲内で補助金を交付します。補助金額は、右の一覧表で確認してください。

- 対象者 申請者が居住している個人の住宅や居住者がいる共同住宅への設置、地域公民館に合併処理浄化槽を設置する人(販売目的や店舗、事業所などは対象外)
  - 注意点 次の条件を全て満たす合併処理浄化槽設置工事のみ補助金を交付します▷工事着工前に補助金を申請▷工事を開始する年度内に必ず設置が完了する
- ※下水道事業計画区域は補助の対象外。補助の対象地域や申請方法など詳しくは、市公式サイトで確認するか市生活環境課へ問い合わせください。



合併浄化槽

■契約書に「法定検査」が入っているか確認を  
浄化槽法は、浄化槽管理者(設置する人)に保守点検・清掃・法定検査の3つの義務を定めています。多くの世帯で、この3つをまとめて業者と維持管理業務委託契約を結んでいます。契約書の中に「保守点検・清掃」

## ■補助金額一覧表

区分	補助限度額	
5人槽 (延べ床面積 130㎡以下)	新築	33万2000円
	改築(設備撤去なし)	53万2000円
	改築(設備撤去あり)	63万2000円
7人槽 (延べ床面積 130㎡超)	新築	41万4000円
	改築(設備撤去なし)	61万4000円
10人槽 (二世帯住宅・ 居住者がいる共同 住宅等の改築)	改築(設備撤去あり)	71万4000円
	新築	54万8000円
	改築(設備撤去なし)	74万8000円
	改築(設備撤去あり)	84万8000円

※100人槽を超える場合は、補助対象外。設備撤去がある場合の対象は、50人槽以下

と併せて「法定検査」が入っているか確認し、入っていない場合は契約業者へ問い合わせください。また、浄化槽を使わなくなったときは、南筑後保健福祉環境事務所へ連絡してください。

【問】同課浄化槽推進係(☎77・8483)